

## 新型コロナウイルス感染症療養報告について

群馬県では、新型コロナウイルス感染症にかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりますが、学校への提出書類を保護者が記入する「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」に変更しています。群馬県学校保健審議会感染症対策専門委員会で、療法報告書をデジタル化できるようになりました。

保護者が Google フォームで必要事項を入力していただければ、書類の提出は必要ありません。登校を再開する際には、必ず入力を済ませてから登校させてください。

### 新型コロナウイルス感染症と診断された際の対応・手順

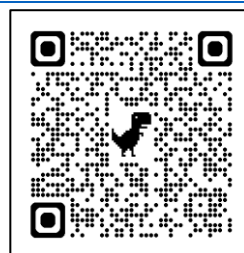
- ①受診時、医師に発症日・登校可能予定日を確認
- ②速やかに学校へ報告
- ③検温を定期的に行い「解熱した日」、「症状軽減日」を確認
- ④回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、Google フォームに入力し登校

※登校再開の前日に Google フォームの入力を済ませてください。

※Google フォームに入力がなく登校をした場合は、保護者に確認の連絡をします。

Google フォーム（入力用）

<https://forms.gle/tkKUpXJa7avH1o1v5>



### 【自己検査を行い自宅療養する場合】

※市販の抗原検査キットを使用する場合は、必ず国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示があるものを使用すること。

- ①陽性が判明したら、速やかに学校に報告
- ②「発症日」（無症状の場合は「検体採取日」）を確認
- ③検温を定期的に行い「解熱した日」、「症状軽減日」を確認
- ④回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、Google フォームに入力し登校

### 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

○ **新型コロナウイルス感染症 「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで」**

|     | 0日目           | 1日目 | 2日目  | 3日目 | 4日目  | 5日目 | 6日目  | 7日目 |
|-----|---------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 例 1 | 発症日/<br>検体採取日 |     | 症状軽快 |     |      |     | 登校   |     |
| 例 2 |               |     |      |     | 症状軽快 |     | 登校   |     |
| 例 3 |               |     |      |     |      |     | 症状軽快 |     |

### 【留意事項】

- ・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とする。
- ・発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。
- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
- ・登校再開には、「発症した後5日」かつ、「症状軽快した後1日」の両方の基準を満たす必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たすこと。  
<インフルエンザの出席停止期間の基準>  
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。